



国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について

傷病手当金について、厚生労働省から財政支援の適用期間を令和4年9月30日まで再延長するとの通知があったことから、本市においても国の財政支援基準に準拠した対応を継続して行うため、今般、呉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、次のとおり適用期間を再延長しました。

改正前	令和2年1月1日から令和4年6月30日まで
改正後	令和2年1月1日から令和4年9月30日まで

1 傷病手当金の内容

(1) 対象者

給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない者

(2) 支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（最長1年6か月）のうち、労務に服することを予定していた日

(3) 支給額

「直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た金額」× $2/3$ ×就労予定日の日数（上限あり。）

2 呉市支給実績（令和4年4月30日現在）

14件 549,553円 ※令和2～3年度支給実績を含む。

3 広報

市ホームページ及び市政だより8月号（令和4年7月10日発行号）